

●財団法人豊田市学校給食協会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人豊田市学校給食協会(以下「協会」という。)という。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、豊田市栄生町5丁目1番地(豊田市中心部給食センター内)に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、豊田市内における学校給食の適正円滑な実施、運営及びその発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)学校給食に要する物資の調達に関する事業
- (2)豊田市から委託を受けてする学校給食の調理に関する事業
- (3)学校給食の普及奨励に必要な事業
- (4)その他協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第5条 協会の資産は、基本財産及び運用財産に区分する。

(基本財産)

第6条 基本財産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)設立当初基本財産として寄付された財産
- (2)基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3)理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

(運用財産)

第7条 運用財産は、基本財産以外の資産とし、協会の経費の支弁にあてる。

(資産の管理)

第8条 協会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な有価証券を購入するか、定期郵便貯金とするか、確実な信託銀行に信託するか、又は定期貯金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、処分し、又は担保に供してはならない。

ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を経、かつ愛知県教育委員会の承認を受けてその一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第10条 協会の経費は、次の収入をもって支弁する。

- (1)資産から生ずる果実
- (2)事業に伴う収入
- (3)豊田市からの委託料
- (4)その他の収入

(資金の借入)

第11条 借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ愛知県教育委員会の承認を受けなければならない。

(事業計画及び予算)

第12条 理事長は、毎会計年度開始前に事業計画及び収支予算を編成し、理事会の議決を経て、愛知県教育委員会に届けなければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更する場合も前項と同様とする。

(事業報告及び決算)

第13条 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に次に掲げる書類を作成し、監事の監査に付さなければならない。

- (1)事業報告書
- (2)収支決算書
- (3)財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、遅滞なく監査し、意見を付して理事長に送付しなければならない。

3 理事長は、第1項に掲げる書類に前項の意見を付して理事会に提出し、その承認を経たのち、毎会計年度終了後6か月以内に愛知県教育委員会に報告しなければならない。

(剰余金の処分)

第14条 年度末に剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第15条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第16条 協会に次の役員を置く。

- 理事 6名以上8名以内
監事 2名

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

3 理事のうちに理事長1名を置く。

4 前項のほか、理事のうちに副理事長及び常務理事各1名を置くことができる。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会で選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

(役員職務)

第18条 理事長は協会を代表し、協会の業務を総轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 常務理事は、理事長の命を受け、協会の日常の業務を掌理する。

4 理事は、理事会を組織し、協会の業務の執行を決定する。

5 監事は、協会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1)協会の財産の状況を監査すること。

(2)理事の業務執行の状況を監査すること。

(3)財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は愛知県教育委員会に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は評議員会を召集すること。

(役員任期及び解任)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 役員が心身の故障のために職務を執ることができないと認められるとき、又は職務上の業務違反があったときは、その任期中であっても理事会及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(役員報酬)

第20条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員定数、選任、任期及び解任)

第21条 この協会に、評議員10名以上15名以内を置く。

2 評議員は、次に掲げる者のうちから理事会で選出し、理事長がこれを任命する。

(1)豊田市部課長の職にある者

(2)豊田市教育委員会事務局職員

(3)豊田市立小学校又は中学校の代表者

(4)豊田市PTA連絡協議会の代表者

(5)豊田市学校薬剤師会役員

(6)学識経験者

3 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第22条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(職員)

第23条 協会の業務を処理するために事務局を置き、事務局に必要な職員を置く。

2 職員は、有給とする。

3 職員は、理事長が任命する。

第5章 会議

(理事会の招集)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在の過半数以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、各理事に対し会議に付議すべき事項、日時及び場所を示して会議の5日前までに到着するように文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議事)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事会は、理事現在の数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。

3 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事長を除く出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、当該議事についてあらかじめ書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決を委任することができる。この場合において、当該理事は理事会の出席者とみなす。

2 理事長は、簡易な事項又は緊急を要する事項について、書面をもって理事の意見を徴し、会議に代えることができる。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事のなかから選出された議事録署名人2名が署名しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名

(4) 委任状を提出した理事の氏名

(5) 議決事項

(6) 議事の経過の要旨及び発言者の発言要旨

(諮問事項)

第28条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1)事業計画及び収支予算についての事項
- (2)事業報告及び収支決算についての事項
- (3)不動産の買入れ、又は、基本財産の一部処分若しくは担保提供についての事項
- (4)その他この協会の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項
(評議員会の議長等)

第29条 評議員会の議長は、評議員の互選により選出する。

2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。

3 評議員会の運営に関しては、第24条、第25条第3項、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合において「理事会」とあるのは「評議員会」と「理事」とあるのは「評議員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為を変更しようとするときは理事及び評議員の現在数の3分の2以上の同意を経、かつ愛知県教育委員会の許可を受けなければならない。

(解散)

第31条 協会が解散しようとするときは、理事及び評議員の現在数4分の3以上の同意を経、かつ愛知県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第32条 協会が解散したときの残余財産は、豊田市に帰属する。

第7章 補則

第33条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、愛知県教育委員会の設立許可の日から施行する。
- 2 協会設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和52年3月31日までとする。
- 3 協会設立当初の役員は、第17条の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず昭和52年3月31日までとする。

理事長 羽田 洋

常務理事 水野源内

理 事 小林 茂

” 杉田玄作

” 篠田文夫

” 山中信一

” 石川照雄

” 吉田光三

監 事 山田七三

” 杉本千年

4 この寄附行為は、昭和58年1月1日から施行する。

5 この寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

附則(平成10年7月1日 10令教総第4-12号)

この寄附行為は、愛知県教育委員会の許可があった日から施行する。

附則(平成11年5月10日 11令教総第8-20号)

この寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成12年3月17日 12令教総第2-2号)

役員等名簿（平成 23 年 6 月 29 日現在）

●財団法人豊田市学校給食協会 役員名簿

役職名	氏名
理事長	塚田 宏之
常務理事	野村 明智
理事	笠井 保弘
	樋口 邦彦
	澤田 恵美子
	船津 基也
監事	小田 雅之
	中川 恵司

●財団法人豊田市学校給食協会 評議員名簿

役職名	構成区分	氏名
評議員	豊田市部課長の職にあるもの	古澤 彰朗
		澤平 昭治
		角谷 裕
		竹内 寧
	豊田市教育委員会事務局職員	伴 幸俊
		山本 浩司
	豊田市立小学校又は中学校の代表者	小栗 金美
		小野 勝弘
	豊田市PTA連絡協議会代表者	深津 真潮
	豊田市学校薬剤師会役員	加藤 肇
	学識経験者	水野 智子
		星野 雅子
		加藤 千穂
		渡部 奈加